

令和 2 年 4 月 28 日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana
P.O.Box GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: +233-(0)24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

ガーナの新型コロナウイルス対策について(その12):

感染疑のある場合および医療施設等の関連情報のご案内

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

新型コロナウイルスへ感染した疑いのある場合の対応などについてガーナ政府側からこれまで種々の発表が行われてきていますが、種々変遷も遂げて来ており、当館としても、関連情報の確認に努めるとともに、ガーナ側の関係者に対して、邦人の皆様に関わる対応についての協力要請も行ってまいりました。今後、状況に変更等がある可能性はありますが、ガーナ関係機関の対応の大枠は定まったと思われるので、現時点で当館として把握している情報について、以下の通りご案内いたします。

なお、当館としては、在留邦人の皆様へできるだけの支援を行っていきたいと考えています。そのため、感染の疑いがあり、ガーナ側機関へ電話相談する際には、事前に、まずはその旨当館へご連絡ください。その後も、大使館として、ご一緒に対応していきたいと考えています。

当館の連絡先は、以下の通りです。

233-(0)24-432-8173(当館緊急電話)

1 感染が疑われる場合

(1)ガーナ政府は、感染が疑われる場合は、まずは電話で相談してください、としています。

そのための電話番号は以下の通りです。

055-843-9868 または 050-949-7700

(2) そして、緊急の場合は、112へおかけください、としています。

(3) また、ガーナ保険局(GHS)は、そのホームページ上に以下の番号等も掲載しています。

ア 一般的な情報提供:311

イ 相談用メールアドレス:Follow @DSD_GHS

ウ 24時間ホットライン:030-701-1419

2 検査が必要となる場合(コンタクト・トレーシングでの検査要請に応じる場合を含む)

(1)電話で相談した後、検査が必要と判断される場合は、自宅での検査となります。また、検査が行われるまでの間は、自宅隔離を求められることが想定されます。

(2)検査後は、結果が出るまで隔離が求められます。その場合、自宅または検疫施設(quarantine center)での隔離となります。

ア 自宅に隔離可能な部屋などの環境がある場合は、自宅隔離となります。

イ 一方、自宅での隔離が困難とされる場合は、検疫施設での隔離となります。現時点で、検疫施設としては、アクラ・シティ・ホテル他が指定されています。

3 検査で陽性となった場合

(1) 無症状または軽微な症状の場合(注:どの程度の症状の場合にこの段階の措置となるかはガーナ側のケース・マネージメント・チームの判断による模様)

ア 自宅に隔離可能な部屋などの環境がある場合は、自宅で療養となります。

イ 自宅での隔離療養が困難な場合は、隔離施設(isolation center)での療養となります。

隔離施設としては、4月22日から Pentecost Convention Center(Nyanyano) (約1000人に対応)で隔離対象者の収容が開始されています。

今後は、必要に応じて Ghana Football Association Camp 用スタジアム(Prampram)も利用されるとしていますが、現時点では、施設の整備がまだ必要とのことです。

(2) 治療が必要な場合(症状が軽微でも基礎疾患等注意を要する疾病罹患者を含む)

病院での隔離治療となります。

どの病院での隔離治療となるかはケース・マネージメント・チームの判断によるとされていますが、Ga East Municipal Hospital(Kwabenya), University of Ghana Medical Centre, Korle Bu Teaching Hospital, 37 Military Hospital 等が指定されています。

上記情報をご対応の参考にしていただくとともに、状況は今後も変わり得るので、最新の情報を確認してください。

(過去の領事メール)

(その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf>

(その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf>

(その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf>

(その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf>

(その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf>

(その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf>

(その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf>

(その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf>

(その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf>

(その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100046680.pdf>

(その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049257.pdf>

以上